

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成29年6月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700004号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700048号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年12月10日の標準賞与額を1万5,000円、平成18年6月20日の標準賞与額を30万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月10日及び平成18年6月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月10日及び平成18年6月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年6月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、同僚の訂正請求時において請求者から提出された賞与明細書、C年金事務所が保管するA社の請求者に係る給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は、同社から請求期間①は1万5,000円、請求期間②は30万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1,072円、請求期間②は2万1,575円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の所得税源泉徴収簿及び事業主の回答により、請求期間①は平成17年12月10日、請求期間②は平成18年6月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成 17 年 12 月 10 日及び平成 18 年 6 月 20 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600715号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700047号

## 第1 結論

平成6年10月から平成12年3月31日までの請求期間について、請求者のA事業所(以下「B事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成12年7月20日から同年9月30日までの請求期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年10月から平成12年3月31日まで  
② 平成12年7月20日から同年9月30日まで

請求期間①について、私は、平成6年10月から平成12年3月末までA事業所に勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

請求期間②について、私は、C社に平成12年7月20日に入社し営業をしていたが、請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。厚生年金保険料は控除されていたはずなので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はB事業所において勤務した旨主張しているところ、同事業所の担当者は、請求者を雇用していない旨陳述しており、同事業所と同一所在地にあったD事業所(以下「E事業所」という。)の回答及び両事業所の複数の同僚の陳述により、請求者は、E事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F業など一部のサービス業を営む個人事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所とはならず、オンライン記録においても、B事業所及びE事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B事業所及びE事業所の当時の事務局長は、いずれの事業所も厚生年金

保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述しているところ、請求期間①において、当該事務局長の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において国民年金の第1号被保険者として保険料を納付していることが確認できる上、請求者が当時居住していたG市の回答及び請求者の父親の健康保険被保険者記録によると、請求者は、平成8年7月25日から平成12年10月31日までの期間において、同市の国民健康保険の被保険者又は父親が加入する政府管掌健康保険（当時）の被扶養者となっていたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、同僚の回答により、請求者は平成12年9月1日より前にC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社は、平成19年8月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、当時の資料は保管していないものの、営業職については、研修期間中は社会保険には加入させず、正社員に登用後、所定の売上を達成した月の翌月から社会保険に加入させる取扱いにしていたとして、社会保険に加入させる前の期間については、厚生年金保険料を控除していなかったと思う旨陳述している。

また、同僚から提出されたH社員給与規定の記載内容は、元事業主の陳述と合致しているところ、営業職の同僚は、入社してすぐに売上を達成したが、社会保険に加入したのは約2か月後であり、入社時に遡って加入させてもらえなかった旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、国民年金の第1号被保険者として平成12年7月分及び同年8月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、請求者の父親の健康保険被保険者記録によると、請求期間②において、請求者の父親が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②のうち、平成12年7月20日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②のうち、平成12年7月20日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は請求期間②のうち、平成12年9月1日から同年9月30日までの期間については、オンライン記録により、厚生年金保険被保険者期間とされていることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。